みやづ歴史の館文化ホール 利用料金表

（令和８年４月１日施行）
（単位：円）

使用区分 ＼ 使用時間		利用料金		
		全日	半日	夜間
		午前８時から午後１０時まで	午前８時から正午まで又は午後１時から午後５時まで	午後６時から午後１０時まで
文化ホール	平日	25,330	9,150	12,670
	土曜日、日曜日及び休日	30,970	11,260	15,480

備考
１ 本市に住所（法人その他の団体にあっては、所在地）を有しないものが使用する場合の利用料金は、この表に定める額の２倍とする。
２ 文化ホールは、楽屋を含む。
３ 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金は、この表に定める額の２倍とする。
４ 準備及びリハーサルに係る利用料金は、この表に定める額の１０分の６とする。
５ 使用時間の繰上げ又は超過については、１時間につき利用料金１時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、３０分以上を切り上げ、３０分未満を切り捨てる。
６ 創作活動等練習に使用する場合の利用料金は、別に定める額とする。
ただし、午前９時から午後１０時までの区分とする。

冷暖房装置利用料金

使用区分 ＼ 使用時間		利用料金		
		全日	半日	夜間
		午前８時から午後１０時まで	午前８時から正午まで又は午後１時から午後５時まで	午後６時から午後１０時まで
文化ホール	冷房料	20,950	8,380	8,380
	暖房料	15,710	6,280	6,280

備考
１ 文化ホールは楽屋を含む。
２ 使用時間の繰上げ又は超過については、１時間につき利用料金１時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、３０分以上を切り上げ、３０分未満を切り捨てる。